

令和6年度宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修事業 業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和6年度宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「令和6年度宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修事業業務委託仕様書」による

3 契約上限額

3, 6 1 6, 5 4 2 円（消費税及び地方消費税を含む）

※1 上記金額は、企画内容の履行に要する全ての経費を含む。ただし、研修会参加費用のうち、資料等に関する実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（当該受講者が所属する事業所等を含む）が負担するものとする。また、職員に係る経費は、この業務に従事したと認められる範囲内についてのみ対象経費とする。

※2 委託料は概算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 参加資格要件

参加者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がないこと
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和6年6月28日（金）
(2) 質問書受付期限	令和6年7月10日（水） 午後5時
(3) 参加申込書受付期限	令和6年7月10日（水） 午後5時
(4) 企画提案書等提出期限	令和6年7月19日（金） 午後5時
(5) 審査結果通知発送	令和6年7月26日（金）

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年7月10日（水） 午後5時（必着）

③ 提出方法

持参、郵送、電子メール（PDF形式）又はFAX

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書等についての質問は、質問書（別紙2）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年7月10日（水） 午後5時

③ 提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAX

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メール等で通知する（質問者名は公表しない）。

(3) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案競技申請書（別紙3）【1部】

イ 企画提案書（様式任意）【5部（正本1部、副本4部）】

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（一部A3判折り曲げ可）とし、ページ番号を挿入する。

ウ 見積書（様式任意）【5部（正本1部、副本4部）】

- ・ 業務委託仕様書の定める各項目について積算した見積書を提出すること
- ・ 内訳は税抜き表示を基本とし、消費税及び地方消費税額、積算明細及び合計金額を明記すること。

エ 誓約書（別紙4）【1部】

オ 組織図、従業者数及び業務概要がわかるもの（本委託業務を実施する者を明記すること（様式任意）【5部（正本1部、副本4部）】

カ 役員名簿【1部】

キ 過去3年以内の国又は地方公共団体とのこの業務委託と同種同程度の業務実績を証する書類（契約書の写し及び報告書など）【該当がある場合1部】

ク 県税に未納がないことの証明書【1部】

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和6年7月19日（金）午後5時（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（4）審査項目

別添「令和6年度宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修事業業務委託審査基準表」に基づき、提出された企画提案書等の評価を行う。

（5）選定方法

複数の審査委員による審査委員会において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

（6）審査結果の通知

令和6年7月26日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（7）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 企画提案書等を期限までに提出しないとき
- ③ 企画提案書等の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
(8) 上記 (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

上記の審査により選定された受託候補者と県は、本委託業務に関する契約を締結する。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) 本業務に関する説明会は開催しない。
- (2) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提案者から提出された資料は返却しない。
- (5) 企画提案競技結果（事業名、契約者名、得点、参加者数）については、県庁ホームページで公表する。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
- (2) 担当 宮崎県福祉保健部障がい福祉課社会参加推進・管理担当（担当 飽田、山田）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-32-4468
F A X 0985-26-7340
メー ル shogai-fukushi@pref.miyazaki.lg.jp